

○男鹿地区消防一部事務組合職員名札佩用規程

昭和 56 年 3 月 30 日

消本訓令第 2 号

第 1 条 職員（男鹿地区消防一部事務組合職員定数条例（昭和 48 年条例第 9 号）で定める職員）は、執務中は別記様式に定める名札を佩用しなければならない。

第 2 条 名札は左胸部に佩用するものとする。ただし、公務のため外出する場合は、佩用しないことができる。

第 3 条 組合より支給された作業服等（以下「服」という。）の左胸部に氏を刺しゅうしてある服を着用する場合は、名札を佩用しないことができるものとする。

第 4 条 名札は組合より貸与するものとし、職員となったときに交付を受け、退職の際は返納するものとする。

第 5 条 名札をき損又は紛失したときは、事由を付して総務課長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

